

IV 「子どもは社会の希望・未来の力」、地域・社会の子育て力をアップする

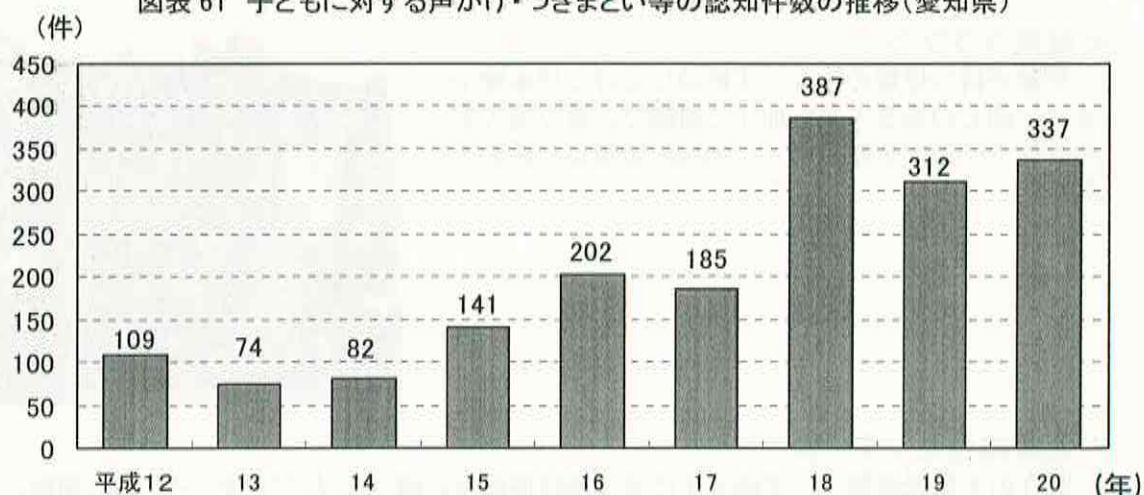
- 地域でのつながりが希薄化する中、子育て家庭が孤立しないよう、身近で気軽に助け合うことができるネットワークを形成することが必要です。
- このため、ボランティア等による子どもの安全を守る活動の充実や子育て支援NPOの活動支援を推進するとともに、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組を強化します。

2.2 ボランティア・NPO等との協働推進

現状と課題

- 都市化や過疎化、核家族化の進行等により人間関係が希薄化し、かつては地域が担っていた子育て支援の機能が低下しています。近隣の支援が期待しにくく、子どもの身近な場所での安全への不安など、保護者が孤立感や不安感、負担感を感じるが増えています。

図表 61 子どもに対する声かけ・つきまとい等の認知件数の推移(愛知県)



資料：愛知県警察本部調べ

注：子どもは13歳未満

- 地域において、子どもや子育て家庭を支える活動は、これまで行政やこども会等が連携して行ってきました。こども会は、地域での活動を担う団体の一つとして、子どもと地域の人々との交流活動や環境づくりを進めるなど、大きな役割を果たしています。

さらに近年は、子育て家庭の求めるニーズを日常的に把握でき、柔軟に対応でき

るNPOの活動も各地で展開されてきており、行政と協働することにより、お互いのメリットを生かし、より効果的な事業を展開していくことが期待されます。

- 県では、防犯や交通安全など子どもの安全を守る活動、子育て支援の活動やネットワークの構築に向けた取組、さらにはNPOの活動状況に関する情報提供などをNPOやボランティアとともに進めてきていますが、こうした取組を充実するとともに、地域で活躍するNPOの支援や活動に参加する方をさらに増やしていく必要があります。
- 団塊世代（昭和22年から24年生まれ）の方が定年を迎え、地域社会に戻ってきています。こうした人が、知識や経験を生かしながら子育て支援の担い手となることできるよう支援することが期待されています。
- 平成20年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の歩道通行要件が明確化されるとともに、21年7月から一定の構造や装置を有する幼児2人同乗用自転車に限り、6歳未満の幼児2人を同乗させることが可能となったことから、自転車の交通ルールや交通マナーの啓発、幼児2人同乗用自転車の普及啓発が求められています。



【幼児2人同乗用自転車を
活用した交通安全教室】



【子ども会の活動】

今後の展開方向

(子どもの安全を守る取組の充実)

- 防犯ボランティアによる通学路や公園における子どもの安全を守る取組を推進します。また、防犯パトロール隊等によるパトロール活動を推進します。
(県民生活部、教育委員会、警察本部)
- スクールガード活動推進員に対する研修などスクールガード活動の取組を支援するとともに、子どもの安全を脅かす事件等の情報を、迅速かつ広域的に提供できる連絡体制の強化を図ります。
(教育委員会)
- 安全なまちづくり推進指導員について、各小学校区に1名程度の配置を目安として、今後も委嘱を進めます。
(警察本部)
参加・体験型の防犯訓練、防犯教室を実施するとともに、「子ども110番の家」等の拡充や、児童・保護者等に対する周知徹底を図ります。
(警察本部)
不審者、安全対策に関する情報を発信する携帯電話向けメールマガジン「パトネットあいち」を提供するとともに、子ども、学校が自らの手で作成する安全マップの作成の支援を推進します。
(警察本部)
- チャイルドシートモデル園事業(幼稚園・保育所)や交通少年団育成事業など、市町村、警察、幼稚園、保育所、関係機関・団体等と連携しながら、子どもの成長に応じた体系的かつ段階的な交通安全教育を推進します。また、交通安全教育に携わる者の指導力の向上及び民間指導者の育成を図ります。
(県民生活部、警察本部)
- 幼児の保護者を対象としたチャイルドシートの装着教室や幼児・児童を対象とした自転車教室など、受講者の特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。
(県民生活部、警察本部)
- 市町村と連携しながら、幼児2人同乗用自転車の普及を促進します。
(健康福祉部)

(子育て支援NPO等の活動支援)

- 中間支援NPOと連携しながら、地域で活躍するNPOの立ち上げや活動支援、NPO職員の人材養成、子育て支援NPOのネットワーク化のための基盤整備を図ります。
(健康福祉部)
- 子育て支援に関する県、市町村及びNPOのインターネットでの情報発信について、子育て家庭の利用しやすさに配慮したホームページとなるよう改善します。
(健康福祉部)
- 妊婦や子育て家庭が市町村の指定する施設に登録することにより、個人あての切れ目ない情報提供が受けられる「子育て情報・支援ネットワーク」を、市町村

- やNPO等との協働により構築します。 (健康福祉部)
- 年齢の違う子どもが地域において様々な交流活動を行う子ども会や母親クラブの活動について、その活性化に努めます。 (健康福祉部)
- 地域における子育てのネットワークづくりを支援する子育てネットワークカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援します。 (教育委員会)
- 団塊世代などが培ってきた豊富な知識や経験を生かし、地域における子育て支援に取り組むシルバー人材センターの事業を支援します。 (産業労働部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
防犯ボランティアリーダーの養成人員	21	374人	23	1,000人 ^(※)

※計画期間内の累計

用語解説

<子ども110番の家>

犯罪被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行う子どもを守るボランティア活動の一つ。子どもが助けを求めるときの緊急避難場所となるもので、警察の委嘱と、地域や企業による自主的な活動がある。

<パトネットあいち>

警察署単位の事件等に関する情報と安全に役立つ情報を配信する携帯電話向けメールマガジン。不審者等に関する情報など「地域安全情報」、緊急に注意を呼びかける情報など「注意情報」、気をつけていただきたい警察からのお知らせ「一斉情報」を配信。

申し込み方法：メールアドレスに空メールを送信してください。

m.patnet@cep.jp

2.3 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成

現状と課題

- 都市化の進行や人間関係の希薄化などにより地域の子育て力が低下しており、子育て中の親の孤立感や負担感が指摘されていることから、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりが求められています。
- 本県では、平成19年3月に制定した愛知県少子化対策推進条例に基づき、県のみならず県民や事業者と一体となって少子化対策に取り組んでいます。
平成19年11月には、知事をトップとし、経済団体や労働団体、行政機関、子育て支援団体の代表者で構成する「愛知県少子化対策推進会議」の第1回会議を開催し、「あいち子育て応援宣言」を採択しました。
また、平成21年3月19日から、子育て家庭、職場、地域全体で子育てを支える「子育て応援の日（はぐみんデー）」を県民運動として実施しています。
- 子育て支援の取組を進めるためには、働き方の見直しなど企業の協力は不可欠であり、官民一体となって取り組んでいくことが必要です。
- 地域の商店街などの協力も得て、子育て家庭を社会全体で応援する取組の充実強化を図ることが必要です。

《あいち子育て応援宣言（平成19年11月6日）》

愛知県少子化対策推進会議は、条例の制定趣旨に則り、下記の取組を推進することを、ここに宣言します。

記

- 若者が安定した職業に就き、子どもを生き育てることができるよう応援します。
- 男性も女性も子育てに参加できるよう、仕事と生活の調和を推進します。
- 子どもの健やかな成長と子育てを支えあえるよう、地域の子育て力を高めます。
- 安心して子育てができる、安全な生活環境づくりを推進します。

この取組に当たっては、結婚・出産・家庭・子育てに対する個人の考え方を尊重します。

＜愛知県少子化対策推進会議 構成員＞

厚生労働省愛知労働局長、名古屋市長、愛知州市長会会長、愛知県町村会会長、名古屋商工会議所会頭（愛知県商工会議所連合会会長）、社団法人中部経済連合会会長、愛知県経営者協会会長、愛知県商工会連合会会長、愛知県中小企業団体中央会会長、日本労働組合総連合会愛知県連合会会長、社団法人愛知県医師会会長、愛知県母子保健運営協議会会長、社団法人愛知県私立幼稚園連盟会長、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長（愛知県子ども会連絡協議会会長）、愛知県地域活動連絡協議会会長、愛知県小中学校長会会長、愛知県小中学校PTA連絡協議会会長、特定非営利活動法人あいち・子どもNPOセンター代表理事、愛知県知事

《子育て応援の日（はぐみんデー）》

子育てで家庭で、職場で、地域で、県民一人ひとりが子育てを支えていく取組を積極的に実施

- 実施日 毎月19日
- 開始日 平成21年3月19日
- 取組の具体例

子育て家庭

- ・早く帰宅し、積極的に家事・育児に参加しましょう。
- ・親子とも早めに家に帰り、親子の会話を楽しみましょう。

職場

- ・子育て中の職員の帰宅が遅くならないよう上司、同僚が声かけするなど、子育て家庭にやさしい職場づくりに努めましょう。

地域

- ・妊婦さんや乳幼児連れの方を見かけたら、温かい言葉をかけたり、ベビーカーや荷物の持ち運びを手伝いましょう。
- ・隣近所の子どもや親子連れにあいさつをしましょう。



今後の展開方向

(地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化)

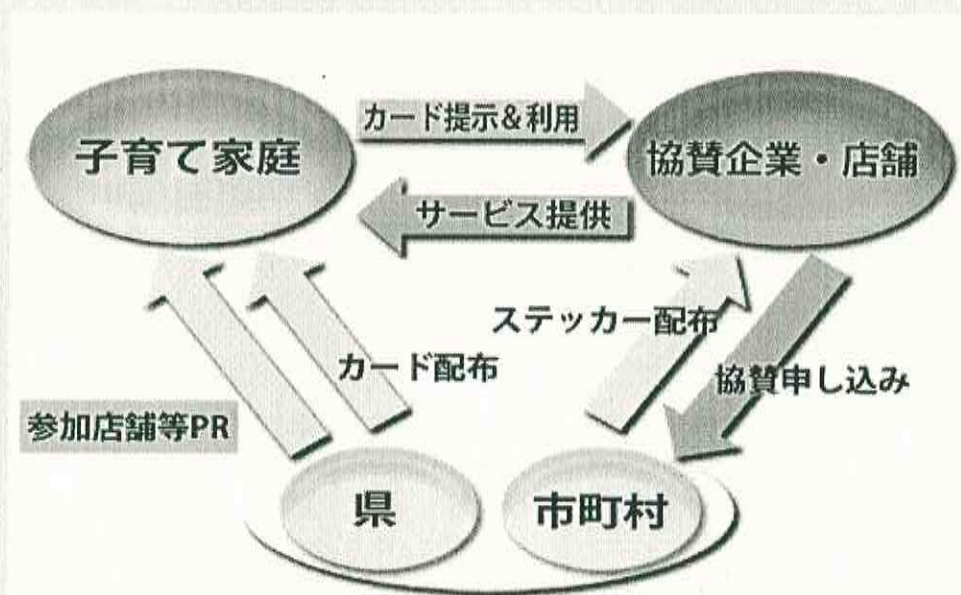
- 愛知県少子化対策推進会議を基盤として、官民一体となった全県的な少子化対策を推進します。(健康福祉部)
- 子育てを応援する県民運動について、市町村や経済団体等関係団体と連携しながら「子育て応援の日(はぐみんデー)」の広報啓発活動を強化・活発化させ、社会全体の子育て支援の機運を高めます。(健康福祉部)
- 子育て家庭に配布した「はぐみんカード」の提示により、協賛店舗等で様々な優待が受けられる「子育て家庭優待事業」の実施市町村の拡大や協賛店舗の増加を、市町村との協働により推進します。

また、平成21年4月から、はぐみんカードが岐阜県及び三重県の協賛店舗で利用できるとともに、岐阜県や三重県のカードも本県の協賛店舗での利用ができますが、こうした広域利用の拡大を図ります。(健康福祉部)
- 「あいち子育て支援・働き方の見直し推進協議会」を「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」に発展改組し、企業における仕事と生活の調和に向けた働き方の見直しについて、官民一体となった取組を一層推進します。(産業労働部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
子育て家庭優待事業の実施市町村数	21	46市町	26	全市町村

《子育て家庭優待事業の仕組み》



明日は、キミの笑顔の中は、
子育て応援宣言。

**はぐみん
カード**

子育て家庭優待事業
東海3県の協賛店舗で使えます。
毎月19日は子育て応援の日(はぐみんデー)

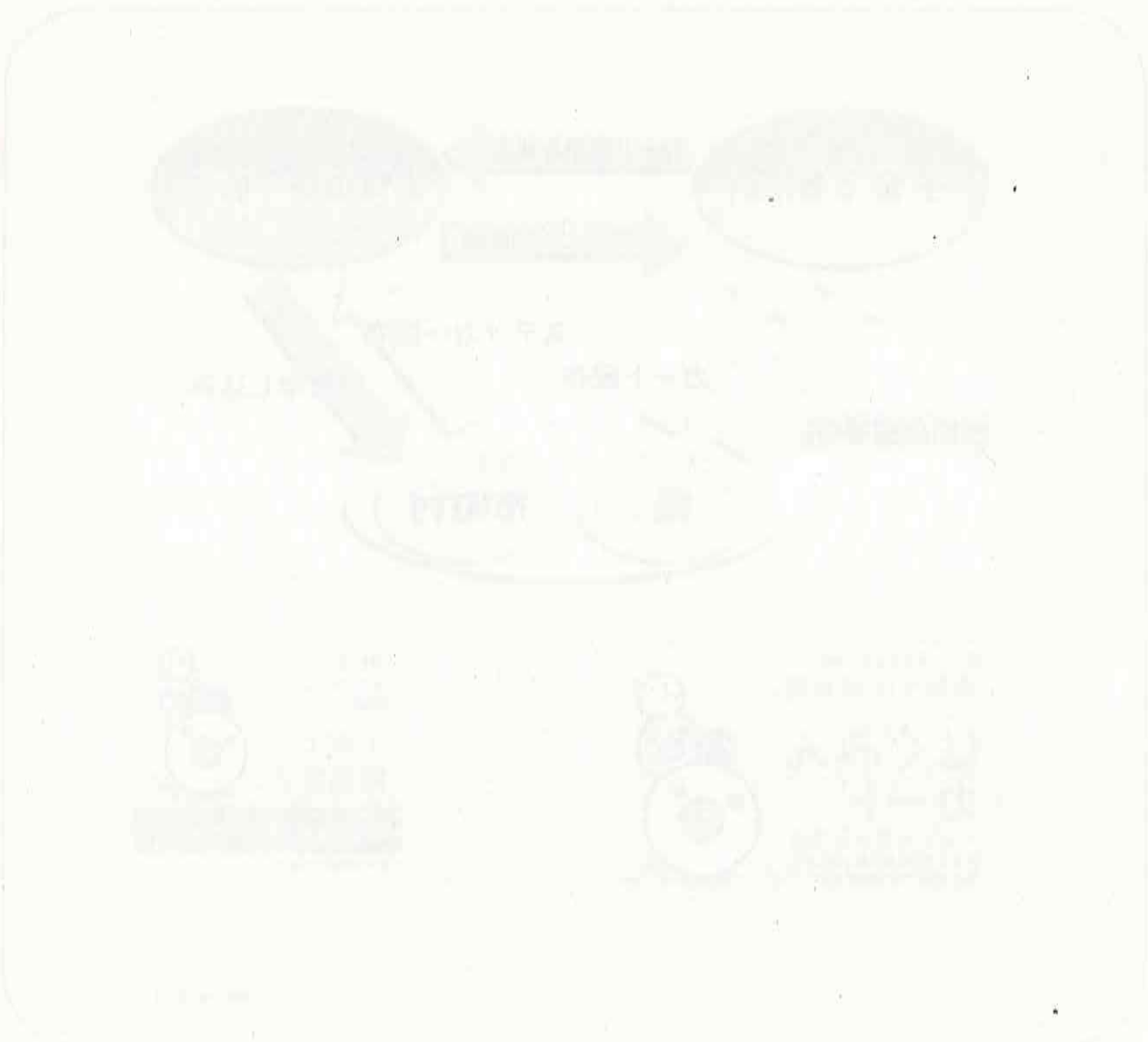
明日は、
キミの
笑顔の中は、

子育て
応援宣言。

はぐみん優待ショップ

カードを提示されたお客様に

の特典をご用意しております。



第3章 計画の策定

この計画は、地域の中心となる施設を整備し、地域の活性化を図ることを目的とする。また、地域の発展に資する施策を実施し、地域の魅力を高めることとする。この計画は、地域の発展に資する施策を実施し、地域の魅力を高めることとする。

第4章 計画の推進

この計画は、地域の中心となる施設を整備し、地域の活性化を図ることを目的とする。また、地域の発展に資する施策を実施し、地域の魅力を高めることとする。この計画は、地域の発展に資する施策を実施し、地域の魅力を高めることとする。

第5章 計画の検証

この計画は、地域の中心となる施設を整備し、地域の活性化を図ることを目的とする。また、地域の発展に資する施策を実施し、地域の魅力を高めることとする。この計画は、地域の発展に資する施策を実施し、地域の魅力を高めることとする。

I 推進体制の整備

- 庁内関係課室の職員で構成する特別チームを活用し、計画に位置づけた施策の着実な推進や新たな課題に対応した取組の具体化を図ります。
- 県が少子化対策を推進する上で、密接な関係がある市町村との連携強化を図るため、市町村との意見交換会を定期的に開催します。

II 計画の的確な進行管理

- 計画の進捗状況について把握・整理するとともに、その結果を有識者等からなるフォローアップ会議に報告し、市町村との適切な役割分担を図りながら、計画を着実に推進します。
- PDCAサイクルを確立し、指標等を用いながら各施策の達成状況を把握・整理するとともに、必要に応じて、柔軟に取組を見直していきます。

(付表)

重点チェック項目一覧

III 計画の見直し

- 計画に位置づけた施策の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、計画を柔軟に見直していきます。

第一 建築やんぎょう調査

調査項目	調査内容	調査結果	備考
1. 調査対象	1. 調査対象	1. 調査対象	1. 調査対象
2. 調査方法	2. 調査方法	2. 調査方法	2. 調査方法
3. 調査結果	3. 調査結果	3. 調査結果	3. 調査結果
4. 調査結果	4. 調査結果	4. 調査結果	4. 調査結果
5. 調査結果	5. 調査結果	5. 調査結果	5. 調査結果
6. 調査結果	6. 調査結果	6. 調査結果	6. 調査結果
7. 調査結果	7. 調査結果	7. 調査結果	7. 調査結果
8. 調査結果	8. 調査結果	8. 調査結果	8. 調査結果
9. 調査結果	9. 調査結果	9. 調査結果	9. 調査結果
10. 調査結果	10. 調査結果	10. 調査結果	10. 調査結果
11. 調査結果	11. 調査結果	11. 調査結果	11. 調査結果
12. 調査結果	12. 調査結果	12. 調査結果	12. 調査結果
13. 調査結果	13. 調査結果	13. 調査結果	13. 調査結果
14. 調査結果	14. 調査結果	14. 調査結果	14. 調査結果
15. 調査結果	15. 調査結果	15. 調査結果	15. 調査結果
16. 調査結果	16. 調査結果	16. 調査結果	16. 調査結果
17. 調査結果	17. 調査結果	17. 調査結果	17. 調査結果
18. 調査結果	18. 調査結果	18. 調査結果	18. 調査結果
19. 調査結果	19. 調査結果	19. 調査結果	19. 調査結果
20. 調査結果	20. 調査結果	20. 調査結果	20. 調査結果

重点チェック項目一覧

	項目名	現況		目標	
		年度	数値	年度	数値
1	インターンシップを実施する学校数の割合 (県立高等学校)	20	71.5%	27	100%
2	大学・短期大学卒業予定者の就職率	20	96.4%	26	上昇
3	10代の人工妊娠中絶実施率	20	7.6	26	5.2
4	出会いの場を提供する活動団体数	21	16団体	26	40団体
5	ファミリー・フレンドリー企業の登録数	20	424社	26	800社
6	男性の家事関連時間 (育児、買い物等含む)	18	35分	23	増加
7	診療制限している病院の割合 (産婦人科)	21	24.6%	26	低下
8	三河地域の総合周産期母子医療センター数	21	0	26	2機関
9	子育て情報・支援ネットワークの構築市町村数	21	0	26	30市町村
10	一時預かり事業の実施箇所数	21	229箇所	26	255箇所 ※2
11	低年齢児保育の受入児童数	21	16,157人	26	20,100人 ※2
12	病児・病後児保育の実施箇所数	21	24箇所	26	42箇所 ※2
13	延長保育の実施箇所数	21	336箇所	26	369箇所 ※2
14	休日保育の実施箇所数	21	20箇所	26	39箇所 ※2
15	放課後児童クラブの実施箇所数	21	561箇所	26	650箇所 ※2
16	子ども医療費無料化の対象者	21	通院:小学校入学前まで 入院:中学校卒業まで	26	継続実施
17	診療制限している病院の割合 (小児科)	21	12%	26	低下
18	幼稚園や保育所と連携している小学校の割合	21	90.3%	26	100% ※1
19	認定こども園の設置数	21	5園	26	20園
20	外部人材の学校年間派遣時間数 (小学校)	20	2,463時間	26	2,500時間 ※1

	項目名	現況		目標	
		年度	数値	年度	数値
21	外部人材の学校年間派遣時間数 (中学校)	20	987時間	26	1,000時間 ※1
22	スクールカウンセラーの配置校数 (小学校)	21	70校	27	増加 ※1
23	子ども・若者支援地域協議会を利用できる 県内の子ども・若者の割合	21	0	26	70%
24	母子自立支援給付金(高等技能訓練促進 費)新規給付人数	20	101人	26	580人 (計画期間内累計)
25	乳児院・児童養護施設の定員	21	1,101人	26	1,341人 ※1
26	施設等入所児童に占める里親等委託の割 合	21	10.8%	26	13.0% ※1
27	障害児等療育支援事業の実施施設数	21	10箇所	23	13箇所 ※1
28	外国人の子どものプレスクール実施市町村数	21	3市町	26	増加
29	あんしん賃貸住宅の登録住宅戸数	21	2,557戸	26	増加
30	県管理特定道路におけるバリアフリー化の 割合	19	42%	24	100%
31	防犯ボランティアリーダーの養成人員	21	374人	23	1,000人 (計画期間内累計)
32	子育て家庭優待事業の実施市町村数	21	46市町	26	全市町村

注1): 欄外に※がない項目は、県内全域の数値

2): ※がある項目は、行政区域に従い、県が進行管理する数値

※1: 名古屋市を除く

※2: 名古屋市・中核市を除く

(参考) 名古屋市・中核市を含む参考値

	項目名	現況		目標	
		年度	数値	年度	数値
10	一時預かり事業の実施箇所数	21	394箇所	26	449箇所
11	低年齢児保育の受入児童数	21	32,075人	26	37,688人
12	病児・病後児保育の実施箇所数	21	39箇所	26	62箇所
13	延長保育の実施箇所数	21	593箇所	26	673箇所
14	休日保育の実施箇所数	21	34箇所	26	59箇所

資料1 愛知県少子化対策推進条例

(平成19年3月23日 愛知県条例第8号)

だれもが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子どもが健やかに成長することは私たちの願いである。

今日、結婚や出産に対する個人の考え方の変化や経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進展、子育てへの負担や不安から、急速に少子化が進行し、人口構造にひずみを生じさせ、ひいては人口が減少するという事態に直面している。

このような状況は、社会の存立基盤を揺るがす問題となっており、この愛知にも、経済や地域社会の活力の低下を招き、子どもが自主性や社会性を身に付ける機会を減少させるなど深刻な影響をもたらすおそれがある。

私たちは、急速な少子化の進行に対し、結婚、出産や子育てに対する負担や不安を取り除き、強い決意の下に少子化の流れに歯止めをかけていく必要がある。

このような認識の下、男女共同参画社会の形成とあいまって、県民が家庭を築き、子どもを産み育てることに夢を持つことができる活力ある豊かな明日の愛知の実現のために、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 少子化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 父母その他の保護者が子育ての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。
- 二 子どもを産み育てる者が男女ともに充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、仕事と生活の調和に配慮すること。
- 三 子育ての意義及び子育てにおける家庭が果たす役割の重要性についての理解が深められ、かつ、子育てを行うことの喜びが実感されるよう配慮すること。
- 四 すべての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。
- 五 結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、県民及び事業者と緊密な連携を図りながら協力して少子化対策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、必要な雇用環境の整備その他の少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 少子化対策に関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第七条 県は、県民及び事業者が少子化対策の重要性に関する理解を深めるとともに、県民が家庭を築き、子どもを生き育てることに誇りを持つことができるようにするため、社会全体で少子化対策の推進が行われるよう県民及び事業者と一体となった推進体制を整備し、及び少子化対策の推進の啓発を行うものとする。

(就業の支援)

第八条 県は、経済的に自立して子どもを生き育てることが困難な者及び子どもを生き育てるために離職した者が、安定した職業に就くことができるようにするため、これらの者に対する就業の相談並びに就業及び再就職のための職業能力の開発の機会の提供、これらの者の雇用の促進に関する事業者への啓発及び情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第九条 県は、子どもを生き育てる者が職業生活と家庭生活を両立することができるようにするため、仕事と生活の調和に関し、労働者の理解を深めるとともに、事業者に対しその実現に必要な雇用環境の整備を促すものとする。

(地域における子育ての支援)

第十条 県は、市町村が実施する保育サービス及び母子保健サービスの提供、児童健全育成の推進等の子育てを支援する施策が効果的に実施されるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

- 2 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する自発的な取組が効果的に行われるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。
- 3 県は、子育てに対する不安から生じる児童虐待が防止されるよう、市町村その他関係機関との連携の強化及び充実に努めるものとする。

(教育の推進)

第十一条 県は、子どもが、生命の尊厳及び家庭が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、次代において自立して社会生活を営み、家庭を築き、子どもを生き育てることができるよう、必要な教育を推進するものとする。

(生活環境の整備)

- 第十二条 県は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅への子どもを生き育てる者の入居の支援に努めるものとする。
- 2 県は、子ども及び子どもを生き育てる者の利用に配慮された施設並びに子どもが安全に利用することができる道路交通環境の整備の促進に努めるものとする。
 - 3 県は、子どもの生活する地域の住民が行う子どもを犯罪から守る取組の支援その他の地域環境の整備の促進に努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、国及び市町村と協力し、子どもを生き育てる者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策の充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、少子化対策に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十五条 知事は、毎年度、少子化対策に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により策定されている計画は、第六条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

資料2 愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会開催要綱

(目的)

第1条 愛知県少子化対策推進条例（平成19年4月1日施行）第6条に基づき、平成22年度から26年度までを計画期間とする少子化対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する上で、有識者から助言を得るため、愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画を策定する上で必要な検討に関すること。
- (2) その他、少子化対策についての必要な検討に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長が指名するものとし、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

4 会長の許可を得た場合には、委員の代理の者が出席し、その意見を求めることができる。

5 協議会は、公開とし、傍聴に関する事項については別に定める。

(解散)

第6条 協議会は、基本計画の策定をもって解散する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

別表 愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会委員名簿

(21名、50音順、敬称略)

氏 名	所 属	職 名
青木正道 (竹内宏行)	愛知県市長会	豊田市子ども部次世代育成課長 (半田市福祉部児童課長)
荒川あや子 (濱田知子)	愛知労働局	雇用均等室長
安藤 哲	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	児童福祉事業連絡部会長
石橋尚子	椋山女学園大学	教育学部教授
岡田弘子	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会	理事長
岡田由香	愛知県立大学	看護学部教授
小栗貴美子	社団法人愛知県医師会	理 事
春日井幾子 (宮島まち子)	愛知県母子保健運営協議会	委 員
木澤和子	愛知県地域活動連絡協議会	副会長
隈元真理子 (久川優貴子)	特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち	副理事長 (総務部長)
後藤澄江	日本福祉大学	社会福祉学部教授
坂本巳継陸 (大島博)	愛知県小中学校PTA連絡協議会	副会長
佐々木雄太	愛知県立大学	学 長
鈴木幸男 (小杉 悟)	愛知県町村会	小坂井町健康福祉課長 (大治町福祉部民生課長)
高木和俊 (木戸道則)	愛知県中小企業団体中央会	振興部長
藤岡喜美子	特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター	理事・事務局長
榎岡 讓	愛知県小中学校長会	副会長
松本宏克	愛知県経営者協会	会員サービスグループ部長
山中恵子	日本労働組合総連合会愛知県連合会	社会政策局長
吉川真弓 (鈴木恵理子)	愛知県子ども会連絡協議会	副会長
吉田敬岳	社団法人愛知県私立幼稚園連盟	会 長

会 長：佐々木雄太 副会長：後藤澄江

注) () は前任者

資料3 愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会開催要領

(目的)

第1条 本県の少子化対策の推進に必要な県民意識調査（以下「調査」という。）の企画や調査結果の分析等を円滑に行うため、愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 調査に必要な企画及び調査結果の分析等を行うこと。
- (2) その他、調査についての必要な検討及び実態調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、健康福祉部長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、健康福祉部子育て支援課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年7月2日から施行する。

別表 愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会名簿

(6名、50音順、敬称略)

	氏 名	所 属	職 名
委 員	神 谷 由美子	特定非営利活動法人 おやこでのびっこ安城	理事長
委 員 長	後 藤 澄 江	日本福祉大学	社会福祉学部長
副 委 員 長	末 盛 慶	日本福祉大学	社会福祉学部准教授
委 員	中 島 真理子	学校法人自由ヶ丘学園 第三自由ヶ丘幼稚園	園長
委 員	長 江 真理子	せとっ子ファミリー交流館	館長
委 員	山 田 文 枝	愛西市保健部佐屋保健センター	保健師

資料4 第二次愛知県少子化対策推進基本計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成20年7月2日	第1回愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会開催
7月16日	第1回愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会開催
8月7日	第2回愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会開催
10月1日 ～15日	少子化に関する県民意識調査の実施
10月20日 ～11月18日	第3回愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会開催 ＜現地意見交換会：愛西市、名古屋市、安城市、瀬戸市＞
12月15日	第4回愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会開催
平成21年2月2日	第5回愛知県少子化対策推進基本計画調査専門委員会開催
3月18日	第2回愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会開催
4月23日	平成21年度第1回21世紀あいち福祉ビジョン推進本部幹事会開催
5月15日 ～6月5日	市町村行動計画の策定に関するヒアリングの実施
8月4日	第3回愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会開催
10月27日	平成21年度第2回21世紀あいち福祉ビジョン推進本部幹事会開催
12月21日	第4回愛知県少子化対策推進基本計画策定協議会開催
平成22年1月20日 ～2月19日	パブリック・コメント
3月12日	平成21年度第3回21世紀あいち福祉ビジョン推進本部幹事会開催
3月15日	21世紀あいち福祉ビジョン推進本部会議で決定

資料5 少子化に関する県民意識調査結果(概要)

1 調査の目的

県民の少子化などに関する意識、子どもがいる人の子育てに関する意識、独身者の結婚に関する意識、期待する少子化対策を調査し、平成 21 年度中に策定予定である愛知県少子化対策推進基本計画の基礎資料とする。

2 調査対象及び回答者数等

- (1) 調査対象 愛知県内に居住する 20 歳から 49 歳の男女 3,000 人
- (2) 抽出・調査方法 層化二段無作為抽出法・郵送法
- (3) 調査時期 平成 20 年 10 月 1 日～10 月 15 日
- (4) 回答者数 1,451 人 (回収率 48.4%)

3 調査内容

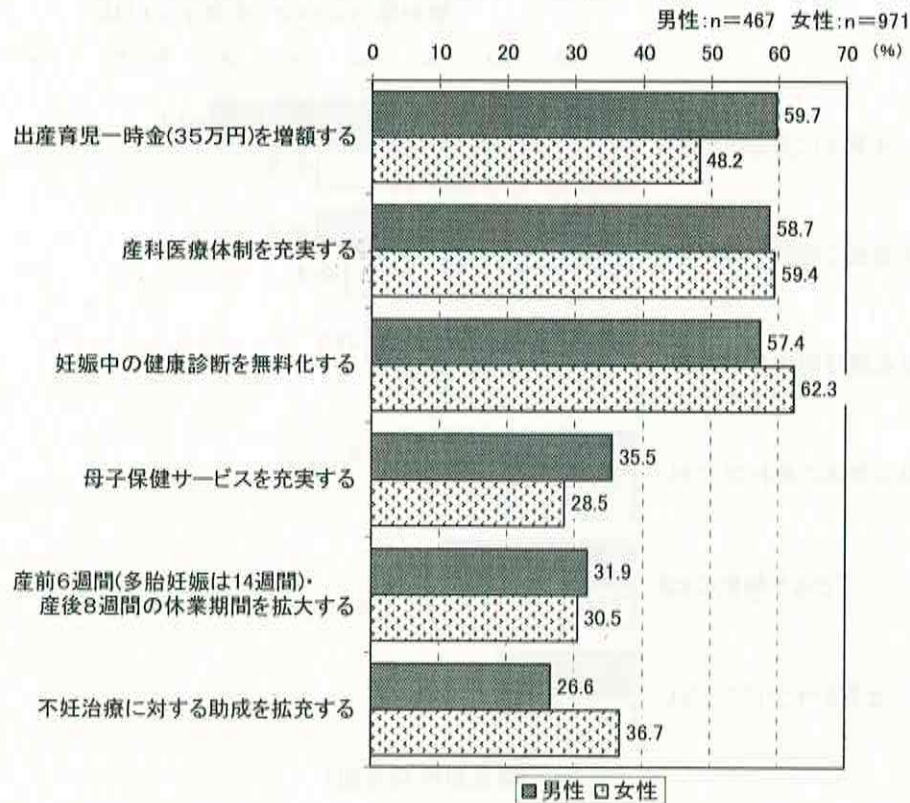
- (1) 少子化などに関する意識 (11 問)
- (2) 子どもがいる人の子育てに関する意識 (11 問)
- (3) 独身者の結婚に関する意識 (5 問)
- (4) 期待する少子化対策 (4 問)
- (5) 調査対象者の属性 (8 問) (計 39 問)

4 結果のポイント
 (1) 生活の満足度

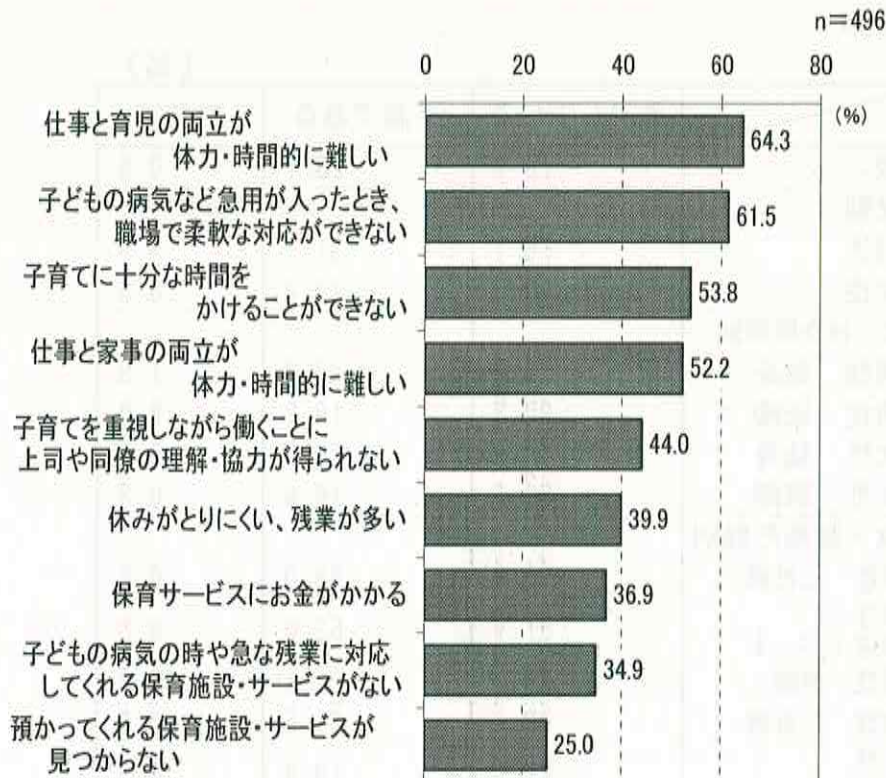
	(%)		
	満足している	不満である	無回答
総数	76.2	23.1	0.8
男女別			
男性	68.1	31.1	0.9
女性	80.0	19.4	0.6
男女・独身既婚別			
男性 独身	52.9	45.3	1.9
男性 既婚	80.8	19.2	0.0
女性 独身	74.8	25.0	0.3
女性 既婚	82.7	16.6	0.8
男女・就業形態別			
男性 正社員	71.3	28.0	0.6
男性 派遣+パート	37.9	62.0	0.0
男性 無職	25.1	75.1	0.0
女性 正社員	76.7	21.5	2.0
女性 派遣+パート	79.9	19.8	0.3
女性 無職	81.9	18.2	0.0

※「派遣+パート」は、契約社員とパート・アルバイトを併せたもの

(2) 安心して妊娠・出産できる環境を整備する施策



(3) 女性が子育てしながら働く上での問題点【女性】



(4) 子育ての負担な点

